

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

## 告 示

|                              |           |   |
|------------------------------|-----------|---|
| ○指定代理納付者の指定                  | （税 務 課）   | 一 |
| ○要措置区域の指定                    | （環境対策課）   | 一 |
| ○建設業許可の取消し                   | （事業管理課）   | 二 |
| ○道路の区域変更                     | （道 路 課）   | 三 |
| ○道路の供用開始                     | （ 同 ）     | 三 |
| ○土地区画整理組合の理事についての届出          | （都市計画課）   | 三 |
| 公 告                          |           |   |
| ○開発行為に関する工事の完了               | （建築宅地課）   | 三 |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 | （警察本部会計課） | 四 |
| 選挙管理委員会                      |           |   |
| ○政治団体の届出                     |           | 五 |
| ○政治団体の届出事項の異動届               |           | 六 |
| ○資金管理団体の届出                   |           | 六 |

## 告 示

○宮城県告示第千四十二号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十二年十一月十二日

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

自動車税及びこれに係る延滞金

寄附金（使途を特定しないものに限る。）

三 指定期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第千四十三号

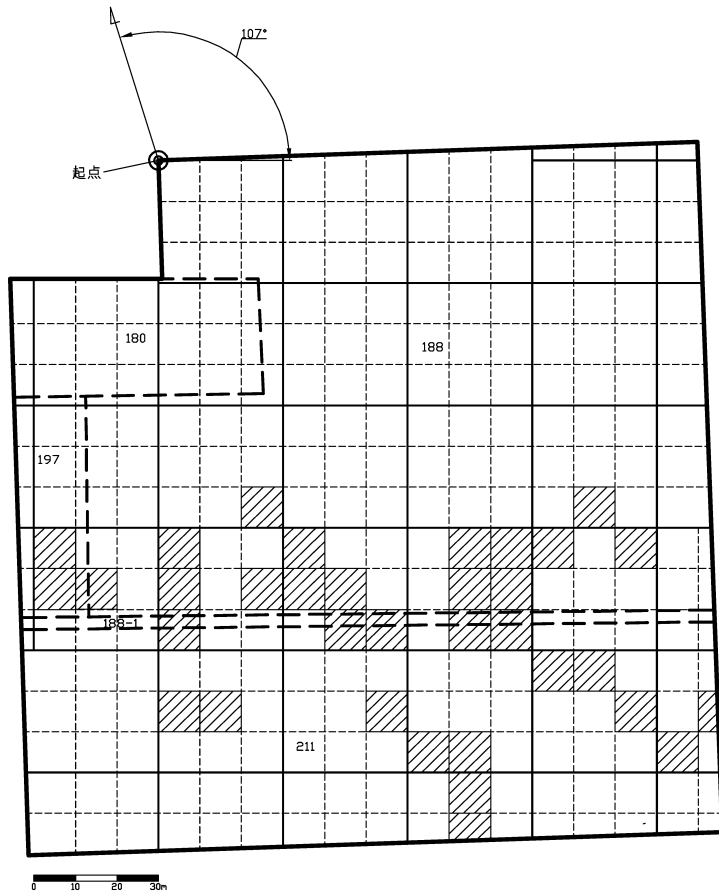
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、要措置区域として、次のとおり指定する。

平成二十二年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 要措置区域

白石市田町二丁目百八十八番、百八十八番一、百九十七番及び二百一十一番の一部とし、次の図のとおりとする。



凡 例

- 要措置区域
- 敷地境界
- 筆の境界線

< 起点 >  
 起点は、対象地の北端とする。

< 格子の回転角度 > 107°  
 格子の回転角度は、起点を通り東西及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

- 二 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
    - 一・一 ジクロロエチレン、シス・一・二 ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びベンゼン
  - 三 要措置区域において講ずべき指示措置
    - 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め
- 宮城県告示第千四百四十四号  
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

- 一 許可を取り消した年月日  
 平成二十二年十一月五日
  - 二 商号又は名称等
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

|                          |                    |                     |                                 |                 |
|--------------------------|--------------------|---------------------|---------------------------------|-----------------|
| 株式会社ケイ工<br>△建創<br>金子 眞行  | 仙台市宮城野区栄四丁目十四、十四   | 般、十八<br>第一万二千三百八十四号 | 一 一般建設業<br>二 建築工事業              | 平成二十二年<br>十月五日  |
| 株式会社ケイ工<br>門馬 伸至         | 仙台市泉区南中山三丁目十七、九    | 般、十八<br>第八千八百九十七号   | 一 一般建設業<br>二 建築工事業              | 平成二十二年<br>十月十二日 |
| 株式会社石森工務店<br>石森 秀文       | 仙台市太白区東郡山二丁目六、七    | 般、十七<br>第八千三百五十九号   | 一 全部廃業<br>二 一般建設業<br>三 大工工事業    | 平成二十二年<br>十月十三日 |
| 廣伸建設株式会社<br>斎藤 光弥        | 石巻市前谷地字根方山三        | 般、特、十七<br>第七千八百七十六号 | 一 全部廃業<br>二 一般建設業<br>三 大工工事業    | 平成二十二年<br>十月十二日 |
| 有限会社森材木<br>森住宅建設<br>森 正美 | 巨理郡巨理町字道田西四十五、一    | 般、二十二<br>第三千五百六十六号  | 一 全部廃業<br>二 建築工事業<br>三 大工工事業    | 平成二十二年<br>十月一日  |
| 仙都工業株式会社<br>佐藤 哲生        | 仙台市宮城野区扇町七丁目三、十六   | 般、二十一<br>第二千六百号     | 一 全部廃業<br>二 管工事業<br>三 機械器具設置工事業 | 平成二十二年<br>十月十三日 |
| 有限会社中村住宅設備工業<br>中村 正子    | 大崎市鹿島台平渡字新屋敷下四十八、二 | 般、十九<br>第四百四十号      | 一 全部廃業<br>二 消防施設工事業             | 平成二十二年<br>十月十二日 |
| 商号又は名称及び代表者の氏名           | 主たる営業所の所在地         | 建設<br>可設<br>番号業     | 申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類           | 受付年月日           |

|                        |                    |              |                                  |                 |
|------------------------|--------------------|--------------|----------------------------------|-----------------|
| 有限会社ケイ総<br>合開発<br>菅原 健 | 仙台市若林区卸町五丁<br>目一・十 | 第一万七千<br>三百号 | 全部廃業<br>一般建設業<br>土木事業<br>とび・土工事業 | 平成二十二年<br>十月十二日 |
|------------------------|--------------------|--------------|----------------------------------|-----------------|

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当  
○宮城県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を  
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙  
台土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十二年十一月十二日

- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 塩釜巨理線
  - 三 道路の区域
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 変更の区間                                      |     | 変更の<br>前後                   | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル)                               | 備 考 |
|--|-----|-----------------------------|-----------------|---|-----|
| 岩沼市早股字五福田二三四番一地先か<br>ら<br>同市寺島字新野中二三五番地先まで | 前 A | 六・五<br>二・三・四                | 二・〇五〇・九         | 敷地 A 及び<br>B は、関係図<br>面に表示する<br>敷地の区分を<br>いう。 |     |
|  | 後 B | 六・五<br>六九・〇<br>一六・六<br>四五・七 | 二・〇五〇・九         |   |     |

○宮城県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を  
開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙  
台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                                | 供用開始年月日          |
|-------|-------|--|------------------|
| 県道    | 塩釜巨理線 | 岩沼市早股字五福田二三四番一地先から<br>同市早股字五福田三一〇番地先まで | 平成二十二年<br>十一月十二日 |

○宮城県告示第四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組  
合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十二年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町神谷沢土地区画整理組合

二 事務所所在地

宮城県利府町神谷沢字長田三十五番地十四

三 届出の内容

理事に就任した者の氏名及び住所

| 氏名     | 住所                   |
|--------|----------------------|
| 庄司 一三  | 宮城県利府町神谷沢字廣畑五十番地の一   |
| 庄司 雄   | 宮城県利府町神谷沢字広畑六十番地     |
| 鈴木 久一郎 | 宮城県利府町神谷沢字赤坂十七番地     |
| 鈴木 幸造  | 宮城県利府町神谷沢字赤坂二十二番地    |
| 鈴木 宏   | 宮城県利府町神谷沢字後沢二十三番地    |
| 伏見 守信  | 宮城県利府町神谷沢字化粧坂四十六番地の七 |
| 村上 昭二  | 宮城県利府町神谷沢字館ノ内二十三番地の二 |

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工  
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域名称
- 名取市高館熊野堂字余方下東八番四及び八番六  
の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

多賀城市城南二丁目九番六号(アンファミーユ F棟)

小林 隆一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十二年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察WAN用端末装置等賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十三年三月一日から平成二十八年二月二十九日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十二年十一月二十五日(木)、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二二・七七一、内線二二三)

2 入札説明書等の交付期限

平成二十二年十一月二十五日(木)、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十二月八日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に於いて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十二年十二月二十二日(水)、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。  
(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年十二月二十四日(金)、午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者  
2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十三年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十三年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額、当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of terminal devices for Miyagi Prefectural Police WAN System-1 set

2 Duration of Contract : From March 1, 2011 to February 29, 2016

3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku Sendai, Miyagi and other places

4 Bid Deadline : December 22, 2010, 5 : 00 p.m

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan TEL: 022-221-7171 EXT. 2232

選挙管理委員会

○官選管告示第百二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十二年十一月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

豊かで元気な丸森を創る会 佐々木一男 斎藤 次雄 伊具郡丸森町大内字下塩ヶ作四一 平成二十二年十月六日

大友あらたを励ます会 大友 新 大友 正 遠田郡美里町牛飼字清水江二〇三・二三 平成二十二年十月十二日

(ロ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類 届出年月日

仙沢会 澤田 朋啓 澤田 邦夫 仙台市青葉区台原 衆議院議員 平成二十二年十月十九日

(ハ) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類 届出年月日

仙沢会 澤田 朋啓 澤田 邦夫 仙台市青葉区台原 衆議院議員 平成二十二年十月十九日

○宮選管告示第百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十二年十一月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

自由民主党川崎町支部 会計責任者の氏名 佐藤新一郎 沼田 善春 平成二十二年十月五日

民主党宮城県参議院選挙区第3総支部 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区本町三・四・三〇 仙台市青葉区上杉一 平成二十二年十月十二日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

幸福実現党利府後援会 政治団体の名称 幸福実現党利府後援 幸福実現党宮城東後 平成二十二年

名 称 会 援会 十月二十日

幸福実現党宮城県本部 会計責任者の氏名 中里 亜土 西本 篤 平成二十二年十月二十五日

○宮選管告示第百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十二年十一月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

資金管理団体の届出をした者の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 届出年月日

大友 新 宮城県議会議員 大友あらたを励ます会 遠田郡美里町牛飼字清水江二〇三・二三 大友 新 平成二十二年十月十二日

澤田 朋啓 衆議院議員 仙沢会 仙台市青葉区台原 澤田 朋啓 平成二十二年十月十九日